

○匝瑛市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

平成18年1月23日

条例第90号

改正 平成20年9月25日条例第19号

平成24年6月21日条例第18号

平成26年3月20日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対して、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料（以下「医療費等」という。）の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭等の父母等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この条例において、「ひとり親家庭等の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 次のアからキまでのいずれかに該当し、児童を監護する父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母及びその児童

ア 現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしている状況にない者

イ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が規則で定める程度の障害の状態にある者

ウ 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難と遭遇した場合にあっては、3月）以上明らかでない者

エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者

カ 配偶者が法令により、引き続き1年以上拘禁されている者

キ アからカまでに掲げる者のほか、アからカまでに準じる者として市長が認める者

(2) 児童の父母がない場合又は児童の父母がその児童を監護しない場合で、前号アからキまでのいずれかに該当する祖父母その他の養育者が養育するときの養育者及びその児童

(3) 児童の父母がない場合又は児童の父母がその児童を監護しない場合で、祖父母その他の監護者が監護するときの児童

3 この条例において、「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。

4 この条例において、「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。

（受給資格者）

第3条 医療費等助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、匝瑳市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されているひとり親家庭等の父母等のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親に委託されている者

(3) 児童福祉法第7条に規定する母子生活支援施設を除く児童福祉施設（通所

により利用する施設を除く。)に同法に基づく措置により入所している児童及び当該児童を除くひとり親家庭等の父母等

(4) 国民健康保険法による世帯主、社会保険各法による被保険者その他これに準じるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除く。以下同じ。)に入所している児童(児童福祉法その他の法令による措置によらずに施設に入所している児童(以下「利用契約入所児童」という。)を除く。)及び当該児童を除くひとり親家庭等の父母等

(5) 利用契約入所児童の父又は母

(6) 利用契約入所児童に父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合の祖父母その他の養育者

(支給の制限)

第4条 医療費等助成金は、受給資格者の所得が次の各号のいずれかに該当するとき(規則に定める場合を除く。)は、支給しない。

(1) ひとり親家庭等の父母等の前年の所得(1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得。以下同じ。)が規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親家庭等の父母等の配偶者又はひとり親家庭等の父母等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭等の父母等と生計を同じくするものの前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(助成の範囲)

第5条 市長は、受給資格者に対し受給資格者の療養に要する費用の額(国民健康保険法、社会保険各法その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。)から次に掲げるものを控除した額を医療費等助成金として支給する。

(1) 保険給付額

(2) 保険者が給付する附加給付額

(3) 国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付額

- (4) 第三者から行われる賠償額及び補填額
- (5) 受給資格者一部負担額（入院については国民健康保険法、社会保険各法その他法令の規定による当該入院に係る食事療養標準負担額及び生活療養費標準負担額を合計した額とし、通院については診療報酬明細書1件につき1,000円とし、保険薬局については調剤報酬明細書1件につき1,000円とする。）

2 市長は、受給資格者が保険医療機関等で診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は、当該費用を医療費等助成金として支給する。ただし、診療・調剤報酬明細書1件について200円を超えるときは、200円とする。

3 医療費等助成金は、受給資格者が保険医療機関等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは支給しない。

（助成の方法）

第6条 医療費等助成金を受けようとする者が保険医療機関等で医療等を受けるときは、規則で定めるところにより、ひとり親家庭等医療費等給付申請書の交付を受け、保険医療機関等に医療保険証及び当該給付申請書を提示するものとする。

2 医療費等助成金を受けようとする者は、保険医療機関等からひとり親家庭等医療費等給付申請書中の診療・調剤報酬証明書欄に医療費等の給付にかかった証明を受け、当該給付申請書を市長に提出するものとする。ただし、保険医療機関等の発行した領収書によりひとり親家庭等医療費等給付申請書中の診療・調剤報酬証明書欄の内容が確認できると市長が認める場合は、保険医療機関等の同欄の証明は要しない。

（届出義務）

第7条 受給資格者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格者の氏名（外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあっては、氏名

及び通称)又は住所が変更したとき。

(2) 国民健康保険法若しくは社会保険各法の保険の種類又は保険証の記載事項に変更があったとき。

(3) 受給資格者が第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いたとき。

(4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 受給資格者は、医療費等助成金を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって、医療費等助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成8年八日市場市条例第9号)又は野栄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成8年野栄町条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年9月25日条例第19号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行し、第2条の改正規定(第1号から第3号まで及び第5号に係る部分を除く。)及び第3条第1項の改正規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において入院していた者の同日までの療養に係る一部負担額の算定については、改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月21日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の匝瑳市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に、規則で定めるところにより市長にひとり親家庭等医療費等受給申請書（以下「申請書」という。）の交付の申請をする者から適用し、施行日前に市長に申請書の交付の申請をした者については、なお従前の例による。